

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 現状や課題に対する基本認識

1.1. 3つの課題

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う上で課題となるのは、「施設の老朽化の進行」、「人口減少や人口構成の変化に伴うニーズの変化」、「財政的制約の強まり」、の3点が挙げられます。

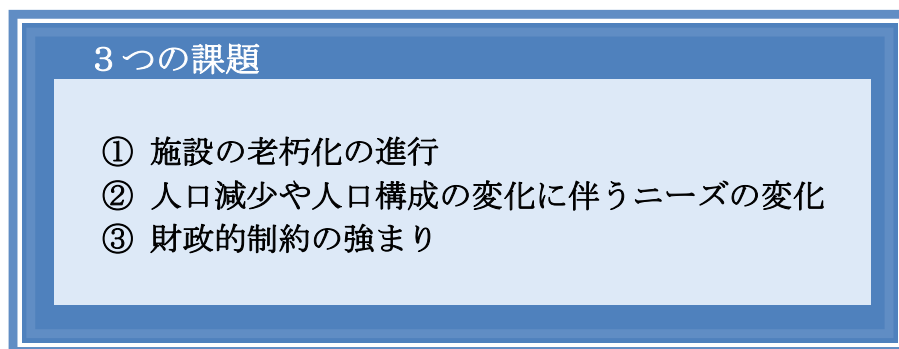


図3-1 本市における公共施設等の3つの課題

1.2. 課題に関する基本認識

① 施設の老朽化の進行

一般的に、建築物の大規模改修の目安は建築後30年と考えられています。本市においては、平成8年から合併直前の平成16年にかけて集中的に公共施設を整備した背景があることから、比較的新しい施設を多く有していることが特徴と捉えられてきました。

しかし、築30年以上を経過する施設の割合は、令和3年度末時点で39.1%を占めており、仮に現在の延床面積をそのまま維持し続けた場合、これが10年後には74.1%、20年後には94.3%となり、今後急速に老朽化が進行することが見込まれる状況です。

また、インフラに目を移すと、道路、橋りょう、上水道や下水道といった生活に不可欠な様々な施設を多数保有しています。それぞれに整備状況や老朽化の度合いは異なりますが、これらも公共施設と同様に、今後確実に老朽化が進行します。橋りょうを例にとってみると、市道にある建設年次が判明している324橋のうち、更新の目安となる建設後60年を経過した橋りょうは、現時点では9.9%ですが、10年後には23.5%、20年後には56.8%に急増するなど、この先の公共施設等の更新時期を見据えた中長期的な視点による計画的な公共施設マネジメントに直ちに取り組む必要があります。

② 人口減少や人口構成の変化に伴うニーズの変化

本市の人口は、平成18年の50,138人以降減少が続き、平成27年度の国勢調査では、45,111人にまで減少しています²¹。今後もこの傾向は継続する見通しで、北杜市人口ビジョンによると、約40年後の令和42年には約30,000人と、現在の65%程度にまで減少することが見込まれています。

これと同時に、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少や、老年人口（65歳以上）の増加等の人口構成の変化に伴い、公共施設等の利用需要にも変化が生じることが考えられます。例えば、年少人口が減少すると学校等の公共施設の必要面積は減少する一方で、高齢者の増加とともに、健康福祉に必要な公共施設の面積は増加することなどが想定されます。

²¹ 住民基本台帳（令和3年4月1日時点）では、46,463人。

また、本市における市民 1 人当たりの公共施設の延床面積は、山梨県内の他市平均の約 2.1 倍、全国の人口規模が類似する他市平均の約 1.6 倍と、近隣及び同規模自治体の施設保有量を上回っており、本市の保有する公共施設の総量は、全体として過剰な傾向にあるといえます。

併せて、合併前の旧 8 町村がそれぞれの行政規模に応じて独自に整備を進めてきた施設を全て新市に引き継いでいることから、約 4.5 万人の人口を抱える 1 市で捉えると重複して配置される施設が多数存在し、中には合併前の規模は不要となった施設も生じています。加えて、本市の特性を反映した施設（観光施設や農林施設等）も多く保有しており、これらは各地区に万遍なく配置されていますが、こうした公共施設については今後の在り方を検討していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、今後は、施設規模や箇所数、配置の見直しを行うとともに、既存公共施設等の活用や整備を通じ、市民ニーズに適切に対応することが求められます。

③ 財政的制約の強まり

少子高齢化や人口減少の進行に伴って、将来的に税収の減少や扶助費等の支出の増加が見込まれることを勘案すると、公共施設等の新設や更新等に必要な資金額を大幅に増加させることは現実的ではないと考えられます。

一方で、現在保有している全ての公共施設を今後も維持し続け、同規模で改修・更新していくと仮定した場合、計画期間の 30 年間に必要となる更新費用は、総額で 1,111.5 億円、1 年当たり換算すると 37.0 億円が必要と推計されています。更には、直近 10 年間の整備・改修費用の平均額 17.1 億円と比較すると、財政的な制約はますます強まることが予想され、現在保有する公共施設等の全ての維持更新を行うことは、推計上極めて困難な状況にあるといえます。

また、公共施設等は公共施設とインフラによって構成されていますが、インフラは公共施設と異なり、統廃合や複合化等の多様な方策がなく対策が限られているとともに、市民の生命や生活の安全性に直結することから保全のための財源確保は極めて重要です。このことを踏まえると、特に、公共施設の維持管理のための財源の捻出は、これまで以上に厳しさを増すことが見込まれます。

表 3-1 課題に対する基本認識

課題	公共施設	インフラ
施設の老朽化の進行	大規模改修の目安となる建設後 30 年を経過した施設の延床面積の割合は現時点で約 39.1%。これが 10 年後には 74.1%、20 年後には 94.3%に急増。	橋りょうを例にとると、建設年次が判明している 324 橋のうち、更新の目安となる建設後 60 年を経過した橋りょうの割合は現時点で 9.9%。これが 10 年後には約 23.5%、20 年後には約 56.8%に急増。
人口減少や人口構成の変化に伴うニーズの変化	- 平成 27 年度の国勢調査では 45,111 人であった総人口は、約 40 年後の令和 42 年には、北杜市人口ビジョンの目標で約 30,000 人、社人研の推計では 22,764 人に。また、人口構成では平成 27 年に 36.5%であった高齢者の割合は、約 20 年後には 52.5%と半数以上に増加。 - 人口減少や人口構成の変化に伴う施設ニーズの変化への対応が求められる。また、令和 3 年時点において約 4.5 万人、令和 42 年時点において約 3 万人都市と捉えた際に、施設の適正な保有量と配置を検討しなければならない。	
財政的制約の強まり	公共施設の整備のための歳出額は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間の平均で約 17.1 億円/年であり、歳入や歳出の状況からみると大幅に増額することは現実的ではない。一方、試算ソフトによる推計では、今後 30 年間の総額で 1,111.5 億円、1 年当たり 37.0 億円が必要との結果に。	

1.3. 計画の目標

(1) 公共施設

① 進捗状況

公共施設の保有量については、平成 29 年 3 月の計画策定時に、「今後 30 年間で更新時期を迎える公共施設の保有量（延床面積）を 30%程度縮減する」との縮減目標を掲げました。その達成に向けて、同じく平成 29 年 3 月に策定した「公共施設最適配置に向けての基本方針」において縮減目標を具体化するため、公共施設の最適配置を推進する上での取組手法や留意すべき事項、施設類型ごとの最適配置に向けての具体的な方向性を示すなどの取組を進めてきました。

併せて、総量縮減に向けて、老朽化の進行している公営住宅の一部の住棟の除却など、具体的な取組を進めてきました。

一方で、「道の駅こぶちさわ」や「子育て支援住宅武川団地」、「就業者向け定住促進住宅（白州甲斐駒団地）」などの施設を新規整備し、一部の施設分類において延床面積が増加しています。

加えて、特に農林施設（産業系施設）を中心に、計画の改訂に当たり、延床面積を改めて精査したことを踏まえると、計画策定当時に 366 施設²² 41.5 万 m²（平成 26 年度末時点）であった施設総量は、362 施設 40.8 万 m²となっており、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間において、延床面積ベースで 1.6%の縮減が達成できたこととなります。

²² 計画策定時は 361 施設だったが、今回の改訂に際して見直しを行い、本来含めるべきであった 5 施設（須玉町農業担い手育成センター、長坂勤労者体育センター（野球場管理室）、高根総合グラウンド（屋内ゲートボール場）、教育支援センター（エール）、中山展望台兼待避所）を加え 366 施設としている。また、面積についても当初の総合管理計画では 506,211.69 m²と記載されていたが、これらの総量には土地資産に分類される農園敷地や耕作物施設に分類される四阿等が含まれていたことから、最新の固定資産台帳データ等に基づき、414,913.82 m²に見直しを行っている。

表3-2 前回の総合管理計画からの延床面積の増減

区分	大分類	中分類	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)
増加 (新築)	社会教育系施設	資料館等	史跡梅之木遺跡	史跡梅之木遺跡	82.12
	産業系施設	観光施設	小淵沢駅交流施設	小淵沢駅交流施設	230.67
	産業系施設	農林施設	道の駅こぶちさわ	道の駅こぶちさわ	1,000.83
	子育て支援施設	保育施設	いずみ保育園	いずみ保育園	1,278.52
	学校教育施設	学校	高根東小学校	屋内プール (新築)	820.00
	学校教育施設	学校	高根東小学校	学校開放 (トイレ)	8.00
	学校教育施設	学校	高根東小学校	職員室 (増築)	40.00
	学校教育施設	学校	高根東小学校	物品庫・ホール (増築)	30.00
	学校教育施設	学校	高根東小学校	配膳室・資料室・児童会室 (増築)	192.00
	学校教育施設	学校	高根西小学校	校舎 (トイレ)	24.00
	学校教育施設	学校	高根西小学校	多目的トイレ・教育相談室・教材室	46.00
	学校教育施設	学校	泉小学校	教職員トイレ	18.00
	学校教育施設	学校	泉小学校	バス車庫	117.00
	学校教育施設	学校	白州小学校	バス車庫	65.00
	学校教育施設	学校	白州小学校	外便所	8.00
	学校教育施設	学校	武川小学校	給食受配室	48.00
	市営住宅	市営住宅	子育て支援住宅武川団地	子育て支援住宅武川団地	1,522.47
	市営住宅	市営住宅	就業者向け定住促進住宅 (白州甲斐駒団地)	就業者向け定住促進住宅 (白州甲斐駒団地)	1,296.66
	その他	その他	小淵沢駅公衆便所	小淵沢駅公衆便所	34.63
	その他	その他	甲斐大泉駅西駐車場公衆便所	甲斐大泉駅西駐車場公衆便所	25.11
	その他	その他	白州尾白川溪谷駐車場公衆便所	白州尾白川溪谷駐車場公衆便所	40.14
①増加分合計					6,927.15
減少 (除却)	スポーツ施設	プール	小淵沢B&G海洋センター	小淵沢B&G海洋センター	101.00
	子育て支援施設	保育施設	いずみ保育園	いずみ保育園	796.00
	学校教育施設	学校	須玉小学校	倉庫1	22.00
	学校教育施設	学校	高根東小学校	プール	992.00
	学校教育施設	学校	白州小学校	外便所	21.00
	学校教育施設	学校	須玉中学校	業務員室	59.00
	学校教育施設	学校	甲陵高等学校	甲陵高 (寄宿舎 (北棟))	561.00
	学校教育施設	学校	甲陵高等学校	甲陵高 (寄宿舎 (南棟))	595.00
	学校教育施設	学校	甲陵高等学校	甲陵高 (女子寄宿舎)	103.00
	学校教育施設	その他教育施設	武川学校給食センター	武川学校給食センター	214.00
	市営住宅	市営住宅	富士見ヶ丘住宅	富士見ヶ丘団地3号室	31.40
	市営住宅	市営住宅	富士見ヶ丘住宅	富士見ヶ丘団地12号室	31.40
	市営住宅	市営住宅	富士見ヶ丘住宅	富士見ヶ丘団地30号室	31.40
	市営住宅	市営住宅	緑ヶ丘住宅	緑ヶ丘住宅 (木造) 7	34.35
	市営住宅	市営住宅	緑ヶ丘住宅	緑ヶ丘住宅 (木造) 8	34.35
	市営住宅	市営住宅	緑ヶ丘住宅	緑ヶ丘住宅 (木造) 9	34.35
	市営住宅	市営住宅	緑ヶ丘住宅	緑ヶ丘住宅 (簡易耐火) 1 (12~17)	231.48
	市営住宅	市営住宅	緑ヶ丘住宅	緑ヶ丘住宅 (簡易耐火) 2 (18~21)	139.28
	市営住宅	市営住宅	御所前団地	御所前団地 (木造) 9	31.40
	市営住宅	市営住宅	御所前団地	御所前団地 (木造) 10	31.40
	市営住宅	市営住宅	御所前団地	御所前団地 (木造) 21	32.10
	市営住宅	市営住宅	御所前団地	御所前団地 (簡易耐火) 1 (41~44)	138.40
	市営住宅	市営住宅	御所前団地	御所前団地 (簡易耐火) 2 (45~48)	138.40
	市営住宅	市営住宅	御所前団地	御所前団地 (簡易耐火) 3 (49~52)	138.40
	市営住宅	市営住宅	高根団地	高根団地 (木造) 32	27.60
	市営住宅	市営住宅	箕輪団地	箕輪団地 (平屋) 1 (200~203)	138.40
	市営住宅	市営住宅	箕輪団地	箕輪団地 (平屋) 2 (205~208)	138.40
	市営住宅	市営住宅	大林団地	大林団地165	34.60
	市営住宅	市営住宅	大林団地	大林団地168	34.60
	市営住宅	市営住宅	東尾根団地	全住棟	66.00
	市営住宅	市営住宅	五町田団地	五町田団地2	29.80
	市営住宅	市営住宅	五町田団地	五町田団地5	29.80
	市営住宅	市営住宅	五町田団地	五町田団地6	29.80
	市営住宅	市営住宅	五町田団地	五町田団地8	29.80
	市営住宅	市営住宅	五町田団地	五町田団地10	29.80
	市営住宅	市営住宅	五町田団地	五町田団地178	34.30
	市営住宅	市営住宅	黒沢団地	黒沢団地60	28.10
	市営住宅	市営住宅	黒沢団地	黒沢団地86	29.70
	市営住宅	市営住宅	竹花2号団地	竹花2号団地17	31.40
	市営住宅	市営住宅	巾下団地	巾下団地3	31.30
	市営住宅	市営住宅	巾下団地	巾下団地5	31.30
	市営住宅	市営住宅	巾下団地	巾下団地10	31.30
	市営住宅	市営住宅	巾下団地	巾下団地12	31.30
	市営住宅	市営住宅	巾下団地	巾下団地13	31.30
	市営住宅	市営住宅	巾下団地	巾下団地17	31.30
	市営住宅	市営住宅	新井団地	全住棟	2,199.00
減少 (地元譲渡)	その他	その他	小淵沢町久保農林水産物処理加工施設	小淵沢町久保農林水産物処理加工施設	296.05
減少 (民間貸付)	学校教育施設	学校	旧高根北小学校	全校舎・屋内運動場等	2,082.00
	学校教育施設	学校	旧高根清里小学校	全校舎・屋内運動場等	3,696.00
②減少分合計					13,715.06
①-②					-6,787.91

② 目標の見直しに向けた考え方

当初の総合管理計画においては、本市の公共施設には比較的新しいものも多く含まれるという特徴を踏まえ、今後 30 年間で更新時期を迎える施設のみを対象に、それらの更新の際に 30% 程度の延床面積の縮減を図るとの数値目標を定めていました。この際、更新対象とする施設は、施設機能の重要度より定めるものとし、次の分類に基づき、更新時の施設規模や大規模改修の実施予定を定めるものとしていました。

表 3-3 前回計画における公共施設の分類別の条件設定

分類	主な施設分類	改修・更新の考え方
①法律等で設置が義務付けられている施設	市役所、子育て支援施設、学校教育施設、し尿等処理施設、火葬場	全量更新 築 30 年目に大規模改修を実施
②法律等による設置義務はないが、市で業務を行う必要がある施設	各総合支所、図書館、児童館、学校給食施設、保健・福祉施設、市立病院、市営住宅 等	更新時に 2 施設を 1 施設に統合 大規模改修は実施しない
③再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設	上記以外	更新時に 3 施設を 1 施設に統合 大規模改修は実施しない

表 3-4 今回の改訂における公共施設の分類別の条件設定

分類	主な施設分類	改修・更新の考え方
①法律等で設置が義務付けられている施設	し尿等処理施設、火葬場	全量更新 必要に応じ大規模改修を実施
	市役所、子育て支援施設、学校教育施設	延床面積を 40% 程度縮減 築 30 年を経過した施設については、廃止か存続かを検討した上で必要に応じて大規模改修を実施
②法律等による設置義務はないが、市で業務を行う必要がある施設	各総合支所、図書館、児童館、学校給食施設、保健・福祉施設、市立病院、市営住宅、等	
③再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設	上記以外	

当初の総合管理計画においては、これらの考えに基づく結果として、計画期間の 30 年間で更新時期を迎える施設の延床面積の 30% 程度を縮減することで、更新費用は 15.5 億円/年まで圧縮が可能となるとのシミュレーションが示されています。またこの結果に加えて、直近 5 年間の整備・改修費用の平均である 11.1 億円/年との均衡を図るために、更新時期を迎えない施設も含め、類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡等といった施設再編を進めることで施設総量の縮減を進めるとともに、民間活力の導入や面積縮減に伴う経費削減をも見込むことで、将来の更新費用と充当可能な財源の均衡を目指す、との考え方を基本としています。

しかし、これらの考え方に基づく、計画策定時点の施設総量全体に対する延床面積の縮減量は 7.0% に留まることとなり、更新時期に到達する前の施設を対象とする類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡等といった施設再編の取組による総量縮減の目安（割合）は、数値としては明確に示されないこととなります。また、大規模改修を行う施設を「①法律等で設置が義務付けられている施設」に限定し、その他に分類される施設は大規模改修を実施せずに更新を迎える築 60 年目までの使用を継続することで、将来更新費用の削減を見込むことを基本としています。

一方で、前述のとおり、令和 2 年度末時点において本市の保有する公共施設を全て同規模で改修・更新した場合の費用（自然体）は、計画期間内に 1,111.5 億円と推計されていますが、これは直近 10 年間の整備・改修費の実績の 2 倍以上に相当することから、今ある施設を今後も維持し続けるとなると、大幅な財源の不足が生じることが見込まれています。

ここでの不足額は、あくまでも現在の保有量を全て維持し、決められた年度に改修・更新を行うとの仮定に基づくものですが、費用面からの検討は計画の実効性を裏付ける上でも重要であることから、縮減目標の適正性を評価するに当たっては、引き続き、施設総量全体に対する更新費用と過去の実績額との不足額を算出し、縮減目標を設定する上での根拠とすることを基本とします。

加えて、保有する全ての公共施設を対象に、適正配置や長寿命化といった具体的な対策内容を検討する個別施設計画の策定を令和 4 年度に控えていることを踏まえると、本計画の改訂に当たり、縮減目標は、計画期間内に更新時期を迎える一部の施設ではなく、現在保有する全ての公共施設を対象とした上で、定められた時期に改修及び更新を行うことを前提に、縮減すべき延床面積を具体的な数値で示すことが適切であると考えられます。

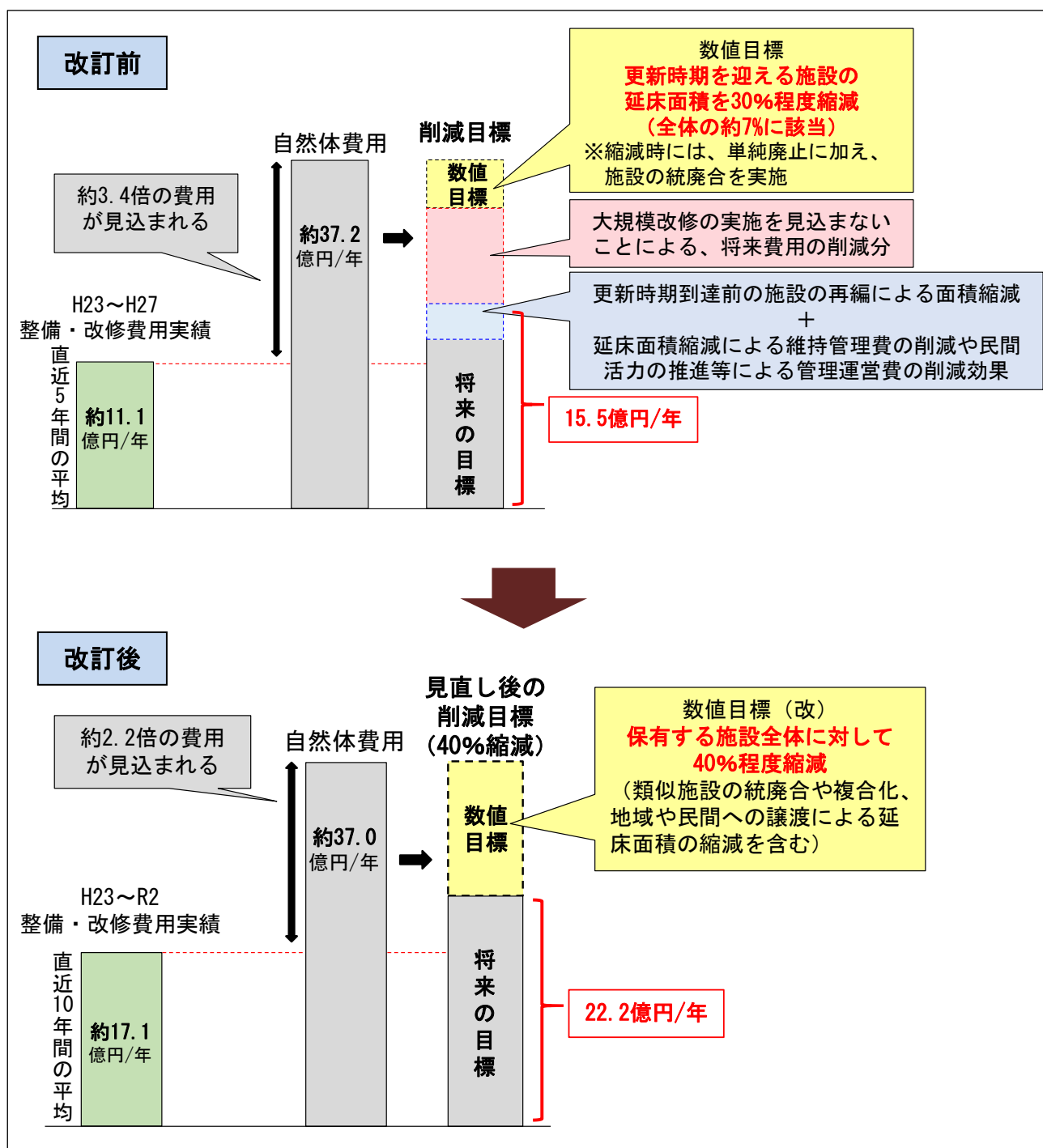


図 3-2 改訂前後における縮減目標の見直しイメージ

施設更新の際における基本的な考え方

- 公共施設の更新に当たっては、市民ニーズや社会の要請等を長期的な視点から検討し、複合化や多機能化による既存施設の有効活用や、公民連携による事業方式も積極的に検討し、保有量の縮減を図る。
- 築 40 年以上の公共施設や大きな改修が必要となった施設、耐震安全性が確保できない施設、バリアフリー化ができない施設は、原則として供用廃止を検討する。
- 大規模な修繕等（設備を含む）が必要となった場合
 - 築 30 年を経過した施設
 - 5 千万円を超える大規模な修繕等が発生・・・廃止か存続かを検討
 - 1 億円を超える大規模な修繕等が発生・・・廃止を検討
 - 築 40 年を経過した施設
 - 廃止を検討

③ 目標の見直し

目 標

- ・ 計画期間の満了する令和 33 年度までに、公共施設の保有量（延床面積）を 40%程度縮減する
- ・ 類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡を進める
- ・ 更新等に係る財源確保のための取組を進める

前述のとおり、自然体費用は、今後の年間予算の目安となる、直近 10 年間の実績額の約 2.2 倍に相当し、これらの均衡を図るためには、計画期間内における更新費用の約 55%を縮減しなければなりません。

加えて、本市の保有する施設総量は、山梨県内の他市と比較して約 2.1 倍であるとともに、人口が同規模である合併市と比較しても、本市はその約 1.6 倍の総量を抱えています。全国の市町村においても、本市と同様に施設の過剰保有の課題を抱え、その解決のための公共施設マネジメントを進めている現状を踏まえると、他市平均を大きく上回る施設総量を抱える現状においては、まずは人口規模が類似する合併市平均と同程度を目安に、施設総量の縮減に向けた取組を推進することが現実的であるといえます。

これらを踏まえ、本計画期間である令和 33 年までの 30 年間に、その保有量（延床面積）を 40%程度縮減することを目標とします。

延床面積を 40%縮減することで、市民 1 人当たりの延床面積は、9.09 m²/人から 5.45 m²/人にまで圧縮され、人口規模が類似する合併市平均の総量を下回ることとなります。同時に、計画期間における更新費用の総額についても、666.9 億円、年平均にすると 22.2 億円まで圧縮することが可能となります。しかし、依然として直近 10 年間の実績額よりも年平均 5 億円程度超過していることから、この条件を縮減目標として定め、目標を達成するためには、延床面積の縮減に加えて、更新費用に充当する新たな財源を確保するための取組を推進する必要があります。

具体的には、類似機能の統廃合や複合化等により発生する未利用地及び余剰空間の売却や貸付、基金の積み立て、PPP²³や PFI²⁴等といった民間活力手法の導入、施設命名権（ネーミングライツ）の付与、使用料及び手数料等の見直し（受益者負担の適正化）等の様々な方策が想定されますが、各施設の利用実態や性質等を踏まえつつ、適切な方策の導入を推進するとともに、延床面積の縮減による施設の維持管理経費の削減等も見込むことで、公共施設等に係る財源を補てんし、将来の更新費用の圧縮を図るものとします。

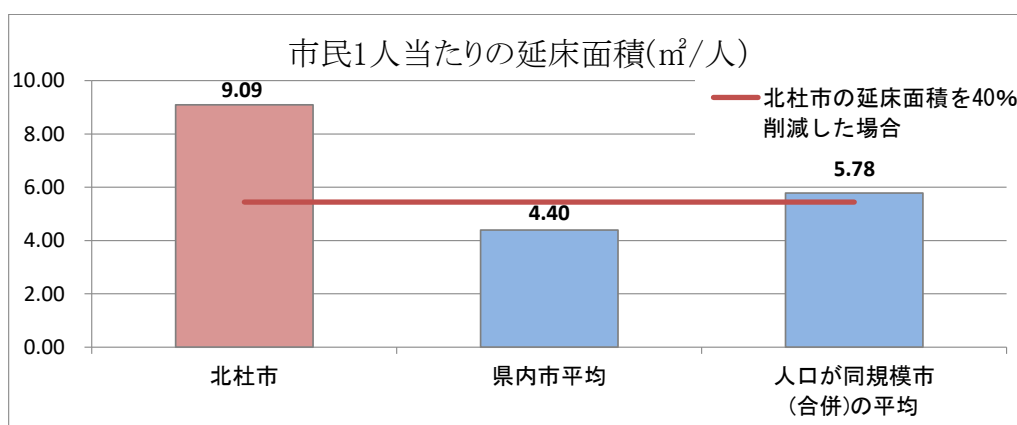


図 3-3 人口 1 人当たり行政財産(建物)延床面積の他団体との比較 (図 2-3 再掲)

²³ PPP (Public Private Partnership) とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うという枠組みをもった計画のこと。

²⁴ PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

【参考】北杜市と人口と面積が同規模市の状況

人口及び面積が北杜市と同規模市の状況は、市民1人当たりの延床面積の平均が6.83㎡/人となっており、北杜市(9.09㎡/人)の方が多い状況にある。また、公共施設等総合管理計画の縮減目標は、7市中4市が40%以上となっており、本市の数値目標は、これらと比較して平均的な目標であることが分かる。

さらに、縮減後の市民1人当たりの面積は、平均4.23㎡/人(北杜市を除く)となっており、これから見ても本市の市民1人当たりの延床面積(5.45㎡/人)は多いと言える。

なお、平成30年度人口1人当たりの面積の全国平均は、3.82㎡/人となっている。

自治体名	公共施設等管理計画の計画期間	市民1人当たりの延床面積(㎡/人)	縮減目標	縮減後の市民1人当たりの延床面積(㎡/人)	面積(km ²)	人口R2.1.1現在(千人)	合併自治体数
秋田県湯沢市	25年	6.34	45%	3.49	791	44	4
福島県喜多方市	30年	6.08	30%	4.29	555	47	5
新潟県糸魚川市	30年	7.43	30%	5.20	746	42	3
岐阜県恵那市	40年	6.79	40%	4.07	504	49	6
滋賀県高島市	30年	7.29	50%	3.64	693	48	6
島根県益田市	30年	6.35	30%	4.41	733	46	3
岡山県真庭市	40年	7.54	40%	4.52	828	44	9
北杜市	30年	9.09	40%	5.45	602	46	8

(215) ※北杜市の水道給水面積

※上記自治体は、行政面積500km²以上1,000km²未満かつ人口が4万人以上5万人未満の市

※新潟県糸魚川市は、10年後10%、20年後20%、30年後30%としている。

なお、施設を更新する際の方針については、5千万円以上の大規模な修繕等(設備を含む。以下「大規模な修繕等」という。)が必要となった時点で、次のとおり判断することとします。

① 築30年を経過した施設について

大規模な修繕等が必要となった時点で廃止か存続かを検討することとします。なお、1億円以上の大規模な修繕等が必要となった場合は、その時点で施設の廃止を検討することとします。

② 築40年を経過した施設について

大規模な修繕等が必要となった時点で施設の廃止を検討することとします。

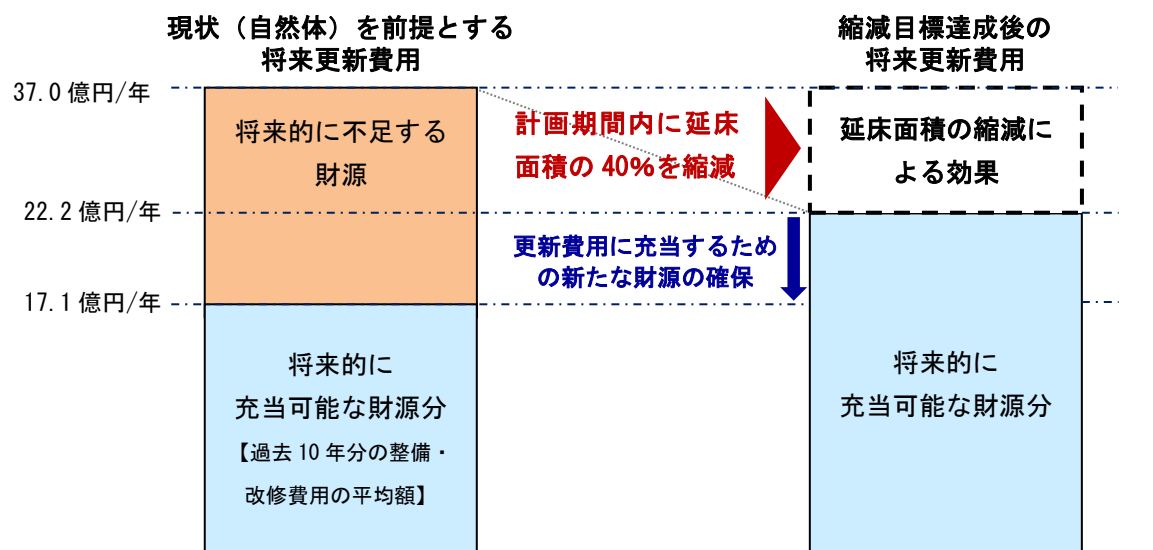


図3-4 将来の更新費用と財源の均衡を目指したイメージ

同時に、本市においては、サービスが重複する類似施設を多く抱えているとの課題の解消が必要であるとともに、多くの施設が建築後 30 年以上を経過し、大規模改修の必要性が直近に迫っていることを踏まえると、耐用年数を迎える前の段階から類似する施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡を推進し、目標の達成に向けて、早期より公共施設の総量縮減を進める必要があります。

なお、目標の達成に当たっては、単に施設の総量縮減を推進するのではなく、施設自体の数や規模を縮小する一方で、サービス水準の維持・向上との両立を図ることが重要となります。

例えば、本市は地形的要因により、「八ヶ岳南麓高原エリア（高根町、長坂町、大泉町、小淵沢町）」、「甲斐駒ヶ岳エリア（白州町、武川町）」、及び「茅ヶ岳・瑞牆山エリア（明野町、須玉町）」の 3 エリアに分けられるとともに、エリア内の 8 地区（旧町村）においてそれぞれの生活圏が形成されていますが、総量縮減に当たっては、こうした地形的要因や生活圏を踏まえ、地区単位での配置が必要な施設は今後もサービスを維持するなど、市民生活への影響を十分考慮した上で、検討を進めていかなければなりません。

この際、従来の 1 施設 1 サービスの考え方ではなく、地域の中心地区に拠点施設を設け、必要となる複数の施設のサービスを一か所に集めることで、施設総量の縮減とサービスの継続を両立しつつ、利用者の利便性の向上や施設の有効活用といった相乗効果を得ることができます。このような取組を進めることで、市民生活への影響を最小限に抑えつつ、類似施設が重複するとの本市特有の課題を解決することが可能となります。

なお、公共施設の性質によっては、対策の有効性が認められる場合には、これらの地形的要因や生活圏、施設規模、施設間の距離等の状況に関わらず、最適配置の取組を進めていくものとします。

今後策定を予定している個別施設計画においては、今後の財政状況や人口規模の変化を見据えた上で、本市が保有すべき適正な施設規模や配置バランスを検討することで、施設の維持管理・運営の効率化やサービスの向上、利用者の利便性の向上を図りつつ、縮減目標を達成するための対策を定めるものとします。

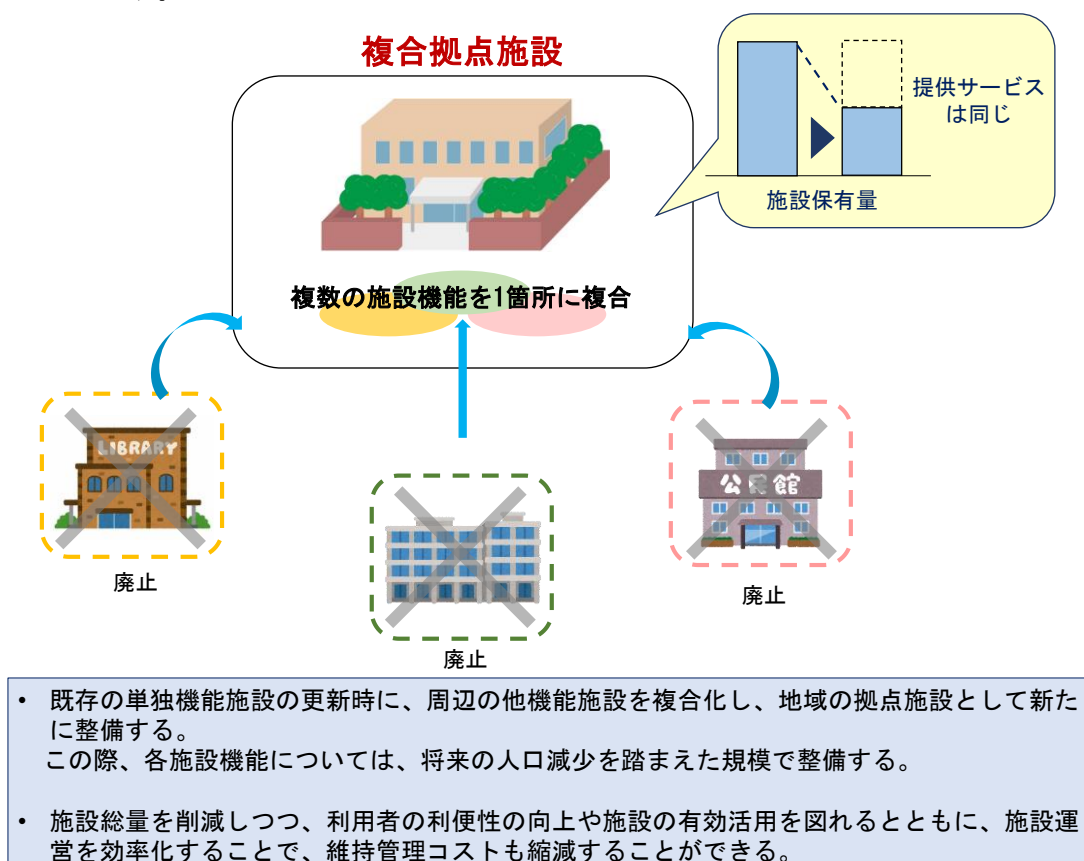


図 3-5 周辺施設の集約化に伴う複合拠点施設の整備イメージ

(2) インフラ

目 標

・施設の長寿命化や維持管理の見直しによるコスト削減を図る

インフラは生活基盤となる施設であり、一度敷設した道路や橋りょう、上下水道等を廃止して総量を縮減していくという考え方は現実的でないと考えられることから、総量縮減の具体的な数値目標は設定せず、まちづくりとの整合を図りながら、利用需要の変化に応じた計画の中止等を含むインフラ全体の見直しを随時行っていきます。

また、既存施設については、維持管理の見直しや予防保全の導入による施設の長寿命化等、整備・維持管理コストの削減を図っていくことを目標とします。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

2.1. 取組体制の構築

公共施設等の適正な規模・在り方・配置に関することや活用・整備・維持管理・運営に関することなどについて、施設の各部門を横断的かつ一元的に管理する「公共施設等総合管理計画推進本部」(以下、「推進本部」という。)を設置し、庁内の合意形成を行っています。また、推進本部での検討・協議結果を、北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会において検討した上で、北杜市行政改革推進委員会において審議し、公共施設マネジメントを推進しています。

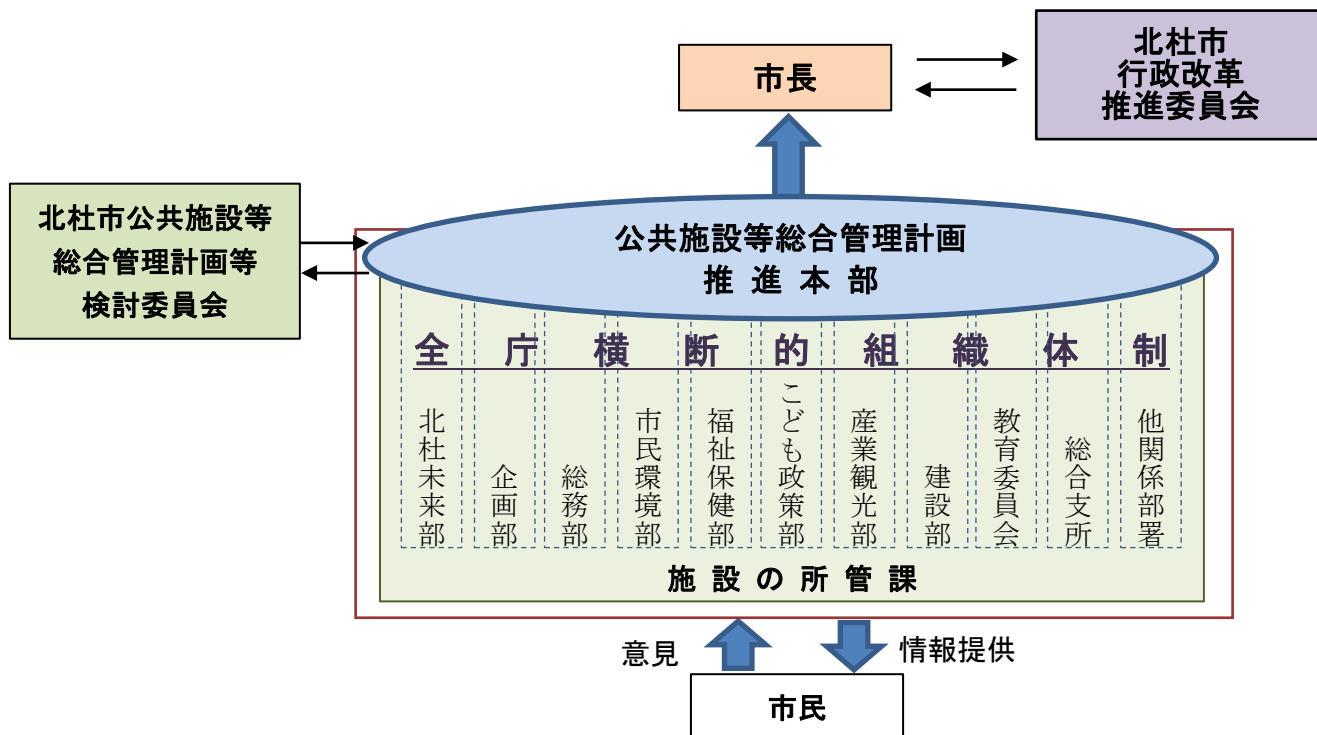


図3-6 公共施設マネジメント推進体制

2.2. 情報管理

各所管課が管轄する施設の網羅的な把握と管理に関する基礎情報として、固定資産台帳等を活用した公共施設等の情報管理体制を構築し、庁内での情報共有に努めます。

2.3. 共有方策

市民と公共施設等に関する問題意識を共有できるよう、情報開示に取り組みます。

情報公開は、広報紙やホームページ、説明会等を活用するとともに、市民からの意見も積極的に取り入れながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に生かす仕組みの構築を目指します。

2.4. 職員の意識改革

本計画の推進に際しては、個々の職員が計画の意義を理解した上で全庁的かつ横断的に取り組む必要があります。

公共施設等の現状等を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、予防保全管理への転換を図っていくとともに、社会経済状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応するため、自らの創意工夫により実践していくことが重要であり、研修会等の開催を通じて職員の啓発に努め、コスト意識の向上に努めていくものとします。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

「施設の老朽化の進行」、「人口減少や人口構成の変化に伴うニーズの変化」、「財政的制約の強まり」という 3 つの課題に対し、「予防保全の考えに基づく維持管理の導入」、「事業領域及びサービス水準の見直し」、「総量の縮減やライフサイクルコストの削減による資金の適正な活用と管理」の 3 点を基本方針とします。

また、この基本方針を実現するため、「点検・診断の実施方針」、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」、「安全確保の実施方針」、「耐震化の実施方針」、「長寿命化の実施方針」、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」、「統合や廃止の推進方針」、「協働の推進」、「必要な公共サービスの再構築」及び「フォローアップの実施方針」を設定します。

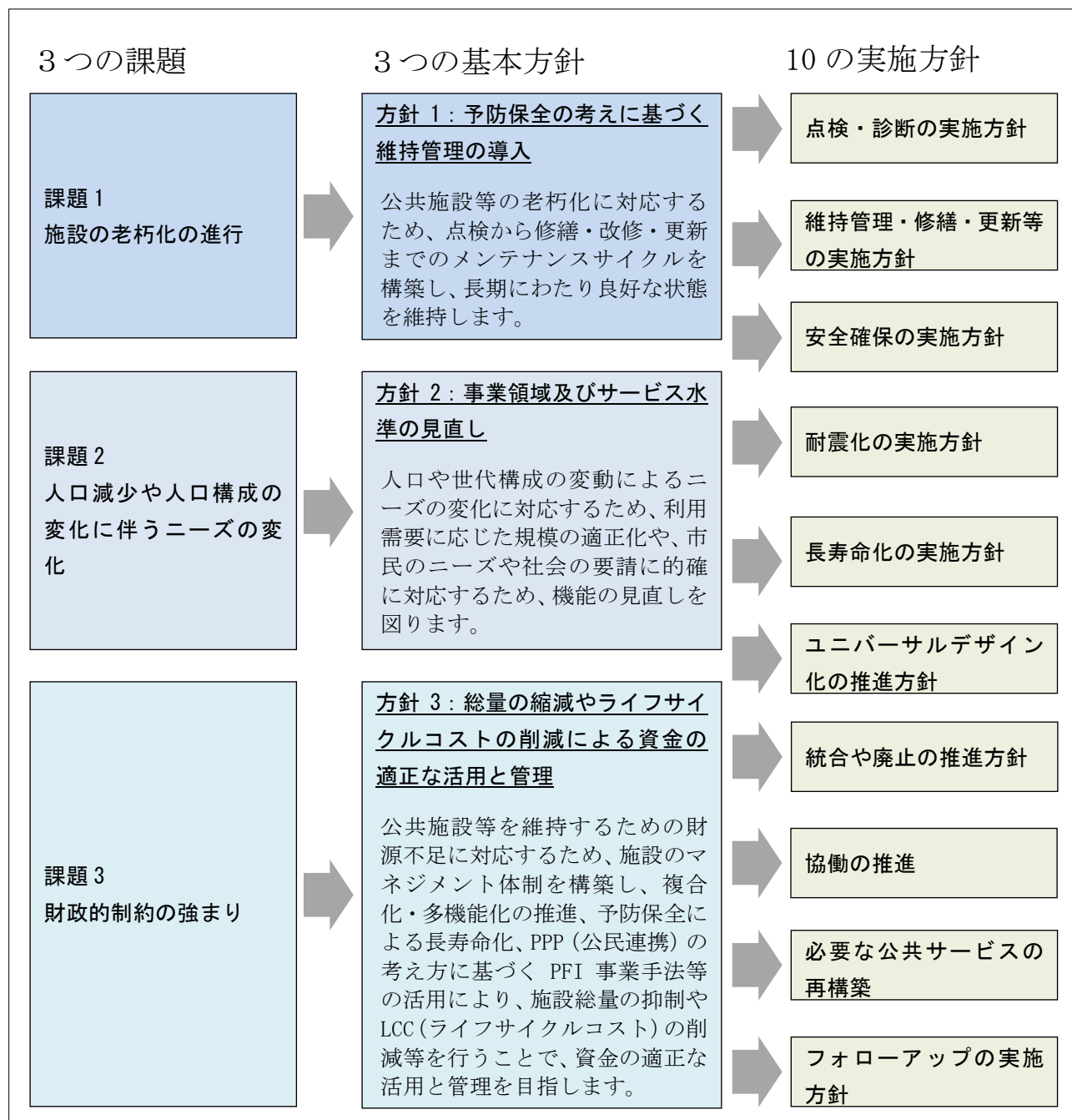


図 3-7 管理に関する基本的な考え方（フロー）

3.1. 点検・診断の実施方針

点検には、法令に基づく法定点検と施設管理者による自主点検とがあります。法定点検を補完する自主点検を実施することで、不具合の早期発見につなげます。

自主点検では予防保全の考え方にに基づき、日常点検及び定期点検、臨時点検等を実施し、適切な維持管理を行うため常に施設の状態を把握し、点検の結果をもとに、安全性、耐久性、不具合性、適法性、社会性、環境負荷性等を検討し、計画的な保全に努めます。

自主点検を行うに当たっては、国等が公表している点検マニュアルを参考とするとともに、公共施設については、本市独自の自主点検マニュアルである「劣化状況調査手順書」を活用し、対応することとします。

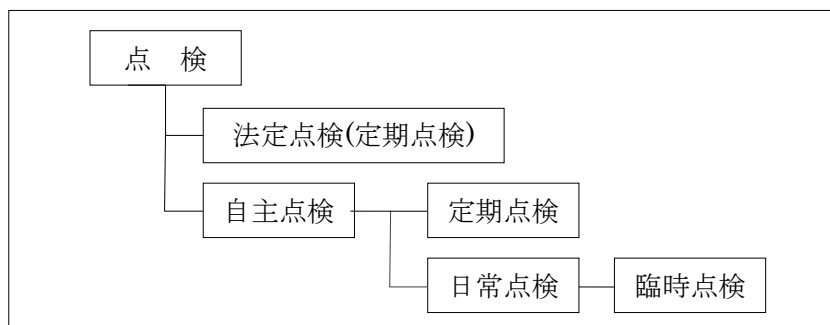


図3-8 点検の種類

3.2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測し、計画的に保全を実施する「予防保全」と、対症的な保全を実施する「事後保全」により、建物を管理することを基本とします。

特に、現在保有する施設の中でも長寿命化の費用対効果が高いと判断された建物や今後新たに整備する建物については、予防保全の考え方にに基づき、点検・診断、修繕・更新対策の実施、情報の記録・活用、次期点検までの「メンテナンスサイクル」を構築し、効率的かつ効果的な維持管理・修繕を目指します。

早期に用途を廃止する施設については、建物自体の劣化が少なく、費用対効果が高いと考えられる場合は「用途変換（コンバージョン）」を検討し、建物を転用することで、有効活用を図ります。

また、施設を新規整備する際は、PPP（公民連携）の考え方にに基づく民間資金とノウハウを活用した事業方式も積極的に検討し、施設総量の抑制やライフサイクルコストの削減等を行うことで、資金の適正な活用と管理を目指します。

なお、施設の更新に当たっては、市民ニーズや社会の要請等を長期的な視点から検討し、複合化や多機能化による既存施設の有効活用や、公民連携による事業方式も積極的に検討し、保有量の縮減を図るとともに、築40年以上の公共施設や大きな改修が必要となった施設、耐震安全性が確保できない施設、バリアフリー化ができない施設については、原則として供用廃止を検討します。

3.3. 安全確保の実施方針

点検・診断により、そのまま放置すれば著しく危険であることが予想される施設については、供用廃止を検討するとともに、供用廃止後に更新しないことが決定され、今後とも利活用の見込みのない施設については速やかに撤去を検討します。

3.4. 耐震化の実施方針

今後も継続して使用することが見込まれる施設のうち、現行の耐震基準を満たしていない可能性のある建物で、これまでに耐震診断が行われていない施設については、速やかに耐震診断を行います。

その結果、耐震性に問題があると判断される施設については、将来的な利用需要の見通しやサービスの必要性を考慮し、必要に応じて耐震改修の実施を検討するとともに、他の施設との複合化や多機能化、民間の資金やノウハウの活用、安全確保等について検討します。

3.5. 長寿命化の実施方針

今後も長期間に渡って継続して使用することが見込まれる施設については、点検・診断の結果を踏まえ、適切な修繕・改修等を行い長期間利用していくとともに、個別の長寿命化計画等を策定している公共施設等については、その計画に基づき、長寿命化改修工事を実施します。

3.6. ユニバーサルデザイン化の推進方針

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設等の改修・更新等の際には、市民ニーズや施設の状態を踏まえながらユニバーサルデザイン化を推進します。

3.7. 統合や廃止の推進方針

今後は、1施設1サービスを基本とする、施設を重視する従来の考え方から、次に示すような「類似機能共有化」や「複合化・多機能化」を推進する、サービス重視の考え方に転換し、施設保有量の適正化に向けた取組を進めていきます。

具体的には、計画期間内において施設総量を40%程度縮減するとの数値目標の達成に向け、今後策定する個別施設計画において、公共施設の最適配置を検討していきます。個別施設計画では、保有する全ての施設を対象に、「類似機能共有化」、「複合化・多機能化」、「民間移管」、「譲渡」、「統廃合」、「供用廃止」といった最適配置に向けた方策を定めるとともに、その実施時期や必要となる費用等を含む、事業計画を策定します。

なお、本市の公共施設には、市庁舎等のように全市民が共通して利用する施設や各地域住民の利用を想定した施設、観光等市域外からの利用者も想定した施設、特定の産業に従事する人々のみが利用することを想定した施設等、多くのニーズを想定した多様なサービスが提供されていることから、最適配置を検討するに当たっては、こうした施設ごとの主な利用圏域を基本としつつ、施設の利用状況やコスト状況、代替性といったソフト面の観点と老朽化状況や防災状況等のハード面の観点より施設を総合的に評価した上で、今後の方向性を検討していくとともに、個別の方針が決まったものについては、計画の見直しの際に、反映させることとします。

なお、公共施設の性質によっては、対策の有効性が認められる場合には、利用圏域に関わらず、最適配置の取組を進めていくものとします。

表3-5 公共施設の最適配置手法のイメージ

手法	概要	手法のイメージ
① 類似機能共有化	類似する機能を共有化する。 (集約化・統合)	施設A 機能1 施設B 機能(1) 施設A 機能1(1)
② 複合化・多機能化	既存の異なる機能の施設を統合し、複数機能を有した複合施設を整備する。	施設A 機能1 施設B 機能2 施設A 機能1,2
③ 民間移管・譲渡	民間移管（民間譲渡） 従来行政が行っていた事業を、全面的に民間資本によって実施する。	機能、建物、土地：市所有 機能、建物、土地：民間所有
	譲渡（市民等譲渡） 施設を市民等に譲渡し、市民等による管理運営を行う。	機能、建物、土地：市所有 機能、建物、土地：市民等所有
④ 管理運営の民間手法の導入	指定管理者制度の活用等、民間の資金やノウハウを導入する。	機能、建物、土地：市所有 機能、建物、土地：市所有 管理運営：市 管理運営：民間等
⑤ 広域連携	周辺自治体で共同所有若しくは役割分担を行う。	施設A (A市) 機能1 施設B (B市) 機能(1) 施設A (A市) 機能1
⑥ 廃止	公共サービスの提供及び建物を廃止する。	除去・売却の検討
⑦更新	老朽化が進んだ施設を建替えること。	施設A 施設A
⑧大規模改修	目標とする耐用年数まで施設を使用できるように、施設を全面的に改修すること。	施設A 施設A

3.8. 市民との協働の推進

公共施設は、市民共有の財産であることから、市民との協働による適正な施設管理、運営を図るとともに、将来のまちづくりの進展にも柔軟に対応できるかたちで次の世代へ引き継ぐこととします。また、地域住民による公共施設の管理運営が可能かつ適切な場合には、地域の現状を踏まえた上で、公共施設を地域コミュニティへ移譲することも検討します。

その他、PPP や PFI 等の民間活力の導入についても検討し、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を活用し、施設整備、更新、維持管理、運営をより効果的かつ効率的に行えるよう検討します。

3.9. 必要な公共サービスの再構築

(1) PPP/PFI の活用方針

今後の人口減少や少子高齢化とともに厳しい財政状況が予測される中で、多様化する市民ニーズの全てに対して行政が対応することには限界があります。

今日、公共サービスの主体は必ずしも行政だけではなく、民間事業者等がサービス提供を担える時代となっています。

今後、持続可能な行政サービスを提供していくためには、全てを行政が担うという発想を転換し、行政が果たすべき役割を明確にした上で、民間が担うことのできるサービスについては管理運営も含めて積極的に民間に委ねていきます。

(2) 公共サービスの維持・向上（「機能」と「建物」の分化）

行政が担うべきと判断されたサービスについては、施設重視の考え方から機能を重視した考え方に発想を転換し、複数のサービスを1つの建物に集約（複合化）することなどで、施設総量の縮減やサービスのワンストップ化、多世代が1か所で利用できる施設の提供等、利用者の利便性の向上や維持管理の効率化等、行政サービスの維持に努めつつ、施設の最適化を図っていきます。

(3) 広域連携の方針

広域的な利用が可能な施設においては、近隣市町村との相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等を検討することで財政負担の低減を図ります。

なお、施設の最適配置を検討するに当たっては、防災拠点の機能を損なわないよう配慮します。

3. 10. フォローアップの実施方針

今後 30 年間と長期に渡る計画期間において、縮減目標の達成に向けて、施設総量の縮減や適正配置等を始めとする各種の取組を行っていくことは容易ではありません。そのため、計画の進行管理を着実に進めていくために、業務サイクル（PDCA サイクル）を構築します。

業務サイクル（PDCA サイクル）においては、本計画に加え、施設分類ごとに策定する個別施設計画の策定を P（PLAN：計画）とし、計画に基づく各種事業の実施を D（DO：実行）、公共施設等の劣化状況調査結果や固定資産台帳データベース等に基づく施設の現状把握・分析や計画の進捗評価及び実効性の検証を C（CHECK：評価）、評価・検証結果に基づく個別施設計画の策定推進・改訂や本計画の改訂を A（ACTION：改善）、として位置付け、このサイクルにより、公共施設マネジメントを推進していきます。

また、計画の見直しに当たっては、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、財政状況等を踏まえた上で継続的に精査すると共に、縮減目標の進捗状況を評価し、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

なお、見直しに当たっては、庁内組織における検討に加え、議会への報告や市ホームページ及び広報等への掲載等による市民への周知を図っていきます。

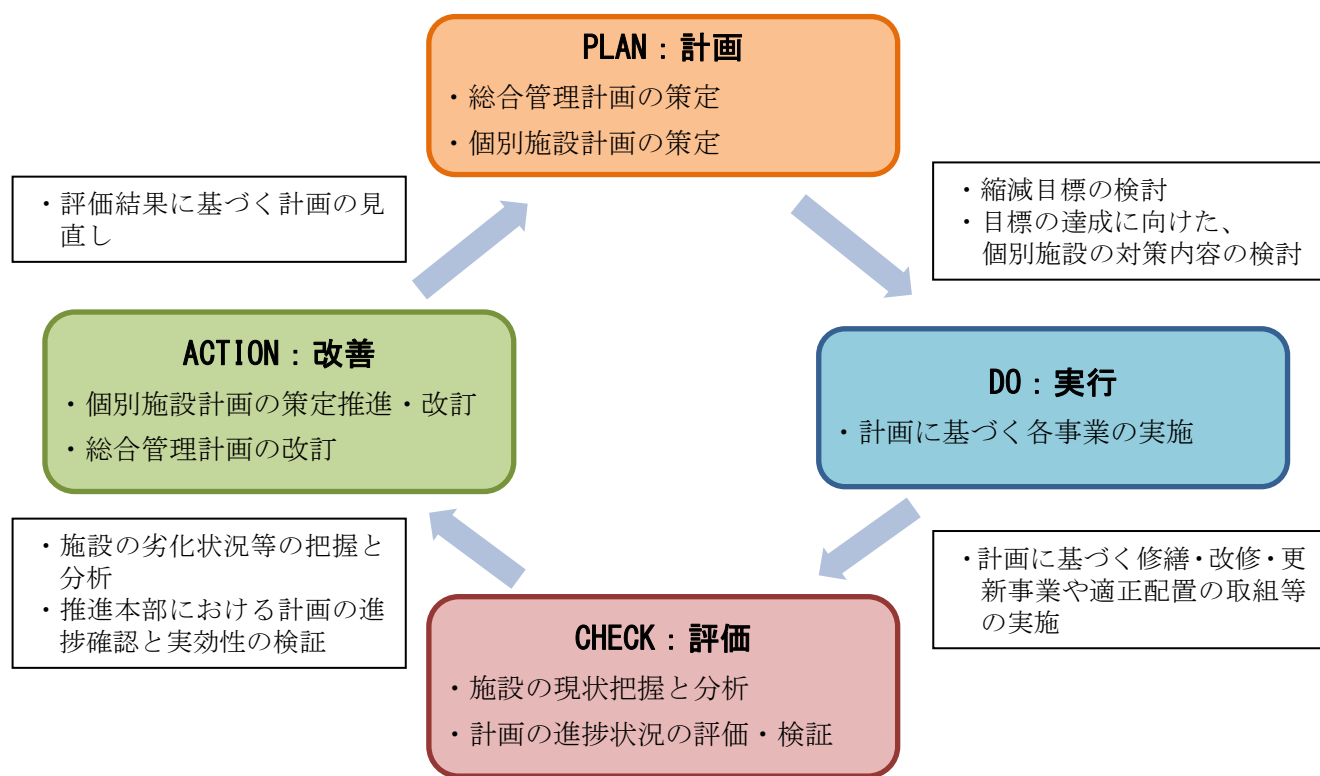


図 3－9 業務サイクル（PDCA サイクル）